



宮崎県消費生活センター

令和4年

アリンコ通信 No.12

[啓発コーナー]

「日用品がタダで貰えます。 他にも、お値打ち品が格安ですよ!!」

などと勧誘されても、安易に会場に行くのは、やめましょう。

県内消費生活センターには、「日用品がタダで貰えます。」などと声を掛けられたり、同様のチラシに誘われて会場に行ったら、異様な雰囲気にのまれ、思わず高額な買い物をしてしまった。冷静になって考えると、必要な品物ではなかった。クーリング・オフは出来ないか?といった相談が寄せられています。

[トラブル事例]

先日、集合住宅の郵便受けに、住宅の一室で日用品の無料配布があるとのチラシが入っており、興味本位で会場に出かけた。

会場に行ってみると、販売員が日用品を手に取り、「これが、タダで欲しい人は元気よく手を上げて!」などと言い、商品が出てきたときに皆が「ハイ、ハイ」と手を上げ、商品をもらっていた。

私も、いくつか商品をもらった。そのうちに高額な寝具の販売が始まり、「今日は特別に半額の20万円」と言われ、思わず、「買います。」と言って、契約してしまった。

帰宅後、冷静に考えると、必要な無い買い物だった。クーリング・オフしたい。



★ これは、会場内で元気よく手を上げる人が品物をもらえるということで、とにかく「ハイ!ハイ!」と手を上げていたら、いつのまにか会場の雰囲気にのまれ、高額な品物にも手を上げてしまう、「ハイハイ商法」と呼ばれる悪質商法の一つです。

従来は、空き店舗などで開催されていましたが、最近では、公営住宅の一室で開催されることがあるようです。

～このようなトラブルを防ぐためには～

★無料配布や販売会のチラシ、引換券を配っていても受け取らないようにしましょう。

また、友人や近所の人に誘われても会場に行かないようにしましょう。

★もし、契約してしまっても、クーリング・オフが出来る場合もありますので、お近くの消費生活相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

[生活情報コーナー]

出来ることから、エシカル消費

～私たちの消費は世界や未来とつながっている～

みなさんは食品を購入するときに、何を基準に選んでいますか。値段? 安全性? おいしさ? でしょうか?

実は、私たちの日々の選択(買い物)と社会は深くつながっています。食品などを購入するとき、人や環境、社会や地域、動物などに配慮した物を選ぶことを「エシカル消費」といいます。

エシカル(ethical)とは、「倫理的」「道徳的」という意味があり、聞き慣れない言葉ですが、最近では日本でも広がりつつあります。



エシカル消費とはどのような行動?

「エシカル消費とはこういう消費行動のみ指します。」というものはありません。消費者それぞれが社会的課題の解決を考え、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行えば、それがエシカル消費となります。グリーン購入や省エネ活動、フェアトレードや伝統工芸品の購入、動物福祉など、環境・人・社会・地域や、そのほかの社会的課題に配慮した行動すべてがエシカル消費になります。

地産地消もエシカル消費



エシカル消費の一つに地産地消があります。地元の産物を購入することで地元生産者の応援になります。地元生産者の生産意欲が高まると農地の荒廃を防ぐことにもつながります。また、地元で消費されることで流通のための移動距離が短くなり、排出される二酸化炭素が少くなります。地元の安心安全な物を食べることは健康にもつながります。地元の恵みをたくさん食べてエシカル消費しましょう。

エシカル消費ができる応援

- ・フェアトレード商品、環境に配慮した商品や企業を選ぶ(認証マークが目印)
- ・地産地消、旬のものを選ぶ
- ・障がい者施設で作られた商品や被災地の商品を選ぶ
- ・食品は必要な量だけ買い、使い切る
- ・マイボトル、マイ箸、エコバッグを持ち歩く
- ・長く使える物を選び、壊れても修理して使い続ける



エシカル消費は、(え)笑顔つながる(し)幸せひろがる(か)買い物(る)ルールと覚えるといいぞ! エシカル消費は、SDGsの12番目の目標「つくる責任つかう責任」にも通じる取組じや。みんなの取組が世界や未来を変える大きな力になるぞ!

ちょっと待って! その契約 「相談コーナー」



脱毛エステを利用する際の留意点!!

相談事例

- 永久保証をうたう脱毛を40万円で契約し1回施術後、解約したら10万円の解約料を請求された。1回しか施術を受けていないのに解約料が高額で納得できない。
- 1年で7回施術を受けたが効果がなく、中途解約を伝えたところ、「契約残額は全て支払つてもう」と言われた。そのような説明はなかったので納得できない。

センターからのアドバイス

- 脱毛エステの長期間にわたる契約は「解約しなければならないとき」も想定して慎重に!
中途解約時には、すでに有償の期間・回数が終了した後で返金がないという事例が多く寄せられています。長期間の契約時には都度払いができるコースやエステ店を選択しましょう。
- 必ず契約書面で有償の期間・回数と単価を確認し、通い放題等の期間とのバランスを見る!
また、いつまで、何回まで通ったら中途解約できなくなるのか確認しましょう。
- 契約内容を理解できるまで説明を受け、分割払いの場合は支払い期間・回数等もよく確認!
分割払いの期間と施術にかかる標準的な期間や契約期間とが必ずしも一致せず、施術が終った後や契約終了後も支払いが続く場合があります。分割払いがいつまで続くのかについても把握しておきましょう。
※特定商取引法に基づく脱毛エステの中途解約では「すでに提供されたサービスの対価」と「2万円を上限とする損害賠償額」とを請求されることになりますが、残りは返金されます。高額な請求を受けたなど困ったときには、消費生活センターへ相談してください。

「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる!」 という勧誘にご注意ください!

相談事例

- アナログ回線に戻すよう勧誘され承諾したところ、必要のない契約をさせられ前契約の解約による違約金を請求された。
- アナログ回線に戻すと支払いが安くなると勧誘され了承したところ、覚えのないサポートサービスが付いた高額な契約になっていた。

センターからのアドバイス

- 勧誘を受けた事業者名と契約内容をしっかり確認しましょう!
大手通信会社やその代理店を名乗っていても、実際は関係のない事業者が勧誘しているケースがみられます。
光回線からアナログ回線に戻すことを勧誘のきっかけとして、実際には、手続き代行やコンサルタントの契約、サービス内容の詳細が不明な生活サポートなど、オプションサービスの契約になっているケースがあります。
- 必要な契約はきっぱり断りましょう!
勧誘を受けた際には、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。

[お知らせコーナー]

2022年4月1日から 成年年齢が18歳に!!

成年になると、保護者の同意がなくても自分の意思だけで契約などができるようになります。
これまで、保護者の同意なく結んだ契約は、失敗したと思ったら後から契約を取り消すことができる「未成年者取消権」が認められていましたが、成年になるとこの権利がなくなります。

18歳 になったら できること

- ◆携帯電話の契約
- ◆クレジットカードをつくる
- ◆ローンを組む
- ◆アパートの部屋を借りる
- ◆結婚（男女とも18歳以上）
- ◆10年有効パスポートの取得
- ◆性同一性障害者の性別変更請求など

20歳 にならないと できないこと

- ◆公営ギャンブル（競馬 / 競輪 / 競艇 / オートレース）
- ◆飲酒
- ◆喫煙
- ◆大型・中型運転免許の取得
- ◆養子を迎えるなど



最寄りの相談窓口(市町村の相談窓口又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

各地域の相談窓口のご案内

宮崎市及び都城市以外の窓口は
12:00~13:00を除きます。

- | | | |
|--------------------|----------------|----------------|
| ● 延岡市消費生活センター | ☎ 0982-26-0111 | 月～金 8:30～17:15 |
| ● 日向地区広域消費生活センター | ☎ 0982-55-9111 | 月～金 8:30～17:15 |
| ● 西都児湯消費生活相談センター | ☎ 0983-23-2110 | 月～金 9:00～17:00 |
| ● 宮崎市消費生活センター | ☎ 0985-21-1755 | 月～金 8:30～17:00 |
| ● 日南串間消費生活センター | ☎ 0987-23-4390 | 月～金 9:00～16:00 |
| ● 西諸県地域消費生活相談窓口 | ☎ 0984-23-1179 | 月～金 9:00～16:00 |
| ● 都城市消費生活センター | ☎ 0986-23-7154 | 月～金 9:00～16:00 |
| ● 三股町福祉・消費生活相談センター | ☎ 0986-52-0999 | 月～金 9:00～16:00 |

宮崎県消費生活センター相談専用電話のご案内

来所される場合は必ず
事前にご相談ください。

- | | |
|-------------------|----------------|
| ● 宮崎県消費生活センター | ☎ 0985-25-0999 |
| ● 宮崎県消費生活センター都城支所 | ☎ 0986-24-0999 |
| ● 宮崎県消費生活センター延岡支所 | ☎ 0982-31-0999 |
- 終了時刻の30分前までにお電話ください
- ☎ 0985-25-0999 土曜日 9:00～17:00

宮崎県消費生活センターホームページは

こんなアリ?

Q検索



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)

